


婚姻に関する手続き

「広島市手続きガイド」でスマートフォン等から必要な手続きや持ち物等を確認できます。
 二次元コードからアクセスできます

(担当課欄に※印のある事項は、住所地を管轄する出張所でも手続きができます。)

チェック	必要な手続き	お持ちいただくもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	担当課
	婚姻届	婚姻届書、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など)	届書には当事者双方の署名が必要です。(押印は任意です) 証人欄に成人2名の署名が必要です。(押印は任意です) 婚姻届を提出することにより婚姻が成立しますので、届出の期限はありません。 外国籍の方との婚姻、外国籍の方同士の場合や外国の方式で結婚された場合は、手続方法が異なりますので、窓口にお問い合わせください。	※ 区市民課
以下の手続きは該当する方のみが必要になります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。				
住民票の変更	住民票の住所変更手続き	婚姻届だけでは住民票の住所等は変わりませんので、引越された方や別世帯となっている方は別途手続きをしてください。		※ 区市民課
	旧氏(旧姓)の住民票への記載申請	本人確認書類、旧氏の記載がある戸籍(除籍)から現在の戸籍に繋がるまでの関係する全ての戸籍謄本等及び除籍謄本等	氏に変更があった方のうち、希望される方は、旧氏(旧姓)を住民票に記載することができます。詳しくは窓口にお問い合わせください。	
印鑑	印鑑登録の手続き	氏の印鑑で登録していた場合は、氏に変更されることにより自動的に印鑑登録が廃止されますので、登録証を返還してください。名の印鑑で登録していた場合は、氏に変更されてもそのまま登録証は使用できます。このときは手続き不要です。		
マイナンバーカード・電子証明書	マイナンバーカードの記載事項変更手続き	マイナンバーカード、本人確認書類	氏の変更、住所の変更があったときは、必要です。 ※外国人の方は通称も含まれます。(住民票に記載がある場合に限りです。)	
	住民基本台帳カードの記載事項変更手続き	住民基本台帳カード	次のとき、変更手続きが必要です。 「写真付きカード」の場合:氏の変更、住所の変更があったとき。 「写真なしカード」の場合:氏の変更があったとき。 ※外国人の方は通称も含まれます。(住民票に記載がある場合に限りです。) ※住民基本台帳カードの発行は、平成27年12月で終了しましたが、住民基本台帳カードの有効期限まではご使用になれます。	
	公的個人認証サービス(電子証明書)の手続き	マイナンバーカード、本人確認書類(氏・住所変更後の運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など)	氏(通称※)の変更、住所の変更があったとき、自動的に署名用電子証明書は失効します。 引き続き署名用電子証明書を必要とされる場合は、申請が必要です。住所変更届と同日手続の際の本人確認書類は、住所変更前でも可。※外国人の方は通称も含まれます。(住民票に記載がある場合に限りです。)	
国民健康保険	国民健康保険の変更手続き	国民健康保険証等(他の健康保険の扶養になった場合はその保険証も)、通知カード(注1)又はマイナンバーカード等、本人確認書類	国民健康保険加入者が他の健康保険の扶養に入った場合、世帯を変更した場合、国民健康保険加入者の氏に変更となった場合は、手続きが必要です。	※ 区保険年金課
国民年金	国民年金の変更手続き(加入されている方)	—	第1号被保険者は、戸籍の届出により、氏は自動的に変更されます(変更後の氏名で新たに基礎年金番号通知書の交付を希望される場合は、再発行の手続きをしてください。) 第2号被保険者は、勤務先で手続きをしてください。 第1号又は第2号被保険者から第3号被保険者に変更される場合は、配偶者の勤務先で種別変更の手続きをしてください(氏の変更があったときは、併せて手続きをしてください。)	
	国民年金の変更手続き(受給待機中の方)		原則、届出は不要です。ただし、マイナンバーが収録されていない方は届出が必要です。不明な場合には年金事務所へお問い合わせください。なお、共済年金受給者は各共済組合へご連絡ください。	
	国民年金の変更手続き(受給されている方)			
下水道	水道の使用者名義等の変更手続き	水道の使用者の名義等を変更される場合は、引越お客さま受付センター(Tel.082-511-5959)、または水道局各営業所へご連絡ください。		水道局各営業所
	地下水(井戸水)による下水道の使用人数等変更手続き	地下水(井戸水)を利用して、下水道を使用されている世帯で、結婚により使用人数や使用者名義に異動がある場合は、下水道局管理課へご連絡ください。(Tel.082-241-8258)		下水道局管理課
子育て	児童手当の手続き	請求者名義の通帳、請求者の保険証のコピー又は年金加入証明書、通知カード(注1)又はマイナンバーカード等	手当を受給中の方が結婚されたときは、受給者の変更に伴う手当の消滅手続きや、新たな請求手続きが必要になる場合がありますので、窓口へお問い合わせください。	※ 区福祉課
	児童扶養手当の喪失手続き	手当証書	詳しくは、窓口へお問い合わせください。	
	ひとり親家庭等医療費補助の喪失手続き	受給者証	受給者証を返還してください。	※
	母子父子寡婦福祉資金の貸付停止手続き	印鑑等	資金の貸し付けを受けていた方。 詳しくは、窓口へお問い合わせください。	
	こども医療費補助の変更手続き	受給者証、健康保険証等	変更手続きが必要になりますので、詳しくは、窓口へお問い合わせください。	※
	保育園等の手続き	戸籍全部事項証明書、保育の必要があることの証明書等、マイナンバー確認書類等(詳しくは窓口へお問い合わせください。)	お子さんが既に保育園等(保育園、認定こども園(2・3号認定)、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)に入園されている場合または認可外保育施設等に在籍され無償化のための施設等利用給付認定を受けている場合は世帯の状況が変更することに伴う手続きが必要ですので、窓口へお問い合わせください。	
幼稚園等の手続き	戸籍全部事項証明書、通知カード(注1)又はマイナンバーカード	お子さんが既に幼稚園等(公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園(1号認定))に入園されている場合、世帯の状況が変更することに伴う手続きが必要ですので、窓口へお問い合わせください。		

(裏面に続く)

	チェック	必要な手続き	お持ちいただくもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	担当課	
福祉サービス		身体障害者手帳の氏名変更手続き	身体障害者手帳、本人確認書類、写真2枚、個人番号がわかるもの等	身体障害者手帳の交付を受けている方で氏名に変更がある方	区福祉課	
		療育手帳の氏名変更手続き	療育手帳、本人確認書類、写真2枚、個人番号がわかるもの等	療育手帳の交付を受けている方で氏名に変更がある方		
		精神障害者保健福祉手帳の変更の 手続き	精神障害者保健福祉手帳、本人確認書類、通知カード(注1)又はマイナンバーカード等	変更手続きの必要のある場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。		
		障害福祉サービス等の受給者証の変更 手続き	受給者証、通知カード(注1)又はマイナンバーカード等	詳しくは、窓口へお問い合わせください。		
		重度心身障害者医療費補助の変更 手続き	受給者証、健康保険証等	詳しくは、窓口へお問い合わせください。		
		重度精神障害者通院医療費補助の 変更手続き	受給者証、健康保険証等	詳しくは、窓口へお問い合わせください。		
		心身障害者扶養共済制度の氏名 変更手続き	加入証書、本人確認書類等	詳しくは、窓口へお問い合わせください。		
		特別障害者・障害児福祉・経過的 福祉手当の氏名変更手続き	本人確認書類、受給者名義の通帳	各手当を受給されている方で、氏名に変更がある方		
		自立支援医療(精神通院・育成・更生 医療)の医療受給者証の変更 手続き	自立支援医療の医療受給者証、本人確認書類、健康保険証、通知カード(注1)又はマイナンバーカード等	詳しくは、窓口へお問い合わせください。		
		特別児童扶養手当の氏名 変更手続き	戸籍全部事項証明書、本人確認書類、 手当証書、受給者名義の通帳	手当を受給されている方で、氏名に変更がある方		※
		小児慢性特定疾病医療費助成の 変更手続き	受給者証、健康保険証、通知カード(注1)又はマイナンバーカード等	変更手続きの必要のある場合がありますので、詳しくは、窓口へお問い合わせください。		
	特定医療費(指定難病)医療費助成の 変更手続き	特定医療費(指定難病)受給者証、本人確認書類、その他変更 手続きに必要な書類	変更手続きが必要な場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせ ください。			
介護保険		介護保険被保険者証等の氏名 変更手続き	—	被保険者証をお持ちの方は、市民課(出張所)へ届出をされると、区福祉課高齢介護係から氏名変更後の被保険者証等を送付します。手続きは不要です。	※ 区福祉課	
		介護保険負担限度額認定証等の 変更手続き	負担限度額認定証等、預金通帳等、 マイナンバーカード又は、個人番号が 確認できるものと本人確認書類(例: 通知カード(注1)と運転免許証)	世帯構成の変更に伴い、申請手続きが必要となる場合があります。詳しくは区福祉課高齢介護係又は出張所へお問い合わせください。(社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお持ちの方はそちらの手続きも必要となる場合があります。)		
後期高齢者医療		後期高齢者医療被保険者証、 限度額適用・標準負担額減額認定証 等の氏名変更手続き	—	被保険者証等をお持ちの方には、市民課(出張所)へ届出の日から、概ね一週間以内に区福祉課高齢介護係から氏名変更後の被保険者証等を郵送します。手続きは不要です。		
被爆者健康手帳等		被爆者健康手帳等の氏名 変更手続き	被爆者健康手帳又は健康診断受診者証、 本人確認書類	被爆者健康手帳又は健康診断受診者証 をお持ちの方で氏名に変更がある方は、 区地域支えあい課又は出張所で 手続きをしてください。	※ 区地域支えあい課	
		原爆諸手当の証書の氏名等 変更手続き	手当証書、申請者名義の普通預金通帳、 被爆者健康手帳、本人確認書類	原爆の諸手当を受給中の方で、氏名に 変更がある方は、区地域支えあい課 又は出張所で手続きをしてください。		
市営住宅		市営住宅の同居者の異動又は 使用の権利の承継の手続きなど	市営住宅の同居者が転出された場合は、 異動の手続きが必要です。また、市営住宅 の入居名義人が転出され、同居を承認さ れている方が引き続きその住宅に居住しよ うとするときは、入居承継の承認手続き が必要です。入居承継の承認には、一定の 条件を満たすことが必要です。なお、一定 の基準を満たしていても、同居の承認を 受けていない場合は、入居承継すること ができません。詳しくは区建築課へお問 い合わせください。	区建築課		
		市営住宅の同居承認申請の 手続きなど	市営住宅に同居する場合は、同居の承認 手続きが必要です。同居の承認には一定 の基準を満たすことが必要ですので、詳 しくは区建築課へお問い合わせください。			
衛生		し尿くみ取り人数の変更	結婚により世帯人数に異動がある場合、 広島市都市整備公社環境事業課へご連 絡ください。(Tel082-244-7791) ※東区温品、上温品、馬木、福田地区 及び安芸区にお住まいの方は、安芸地 区衛生施設管理組合へご連絡ください。 (Tel082-885-2534)	環境局業務第二課		

(注1)通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がないもの又は正しく変更手続がとられているものに限りま

★「戸籍の広域交付」について

令和6年3月1日より戸籍の広域交付が始まりました。本籍地が遠方にある方でも、自らや父母等の戸籍証明書等について最寄りの市区町村の窓口で請求ができます。また、取得したい戸籍証明書の本籍地が複数の市区町村の場合でも一つの窓口でまとめて請求できます。手続には顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード等)が必要
広島市ホームページ
詳しくはホームページをご覧ください。



★戸籍の届出により氏に変更があった場合、健康保険証の種別によっては、新しい氏が記載された健康保険証が自動的に発行される場合があります。詳しくはお勤め先または保険者におたずねください。